

福祉用具専門相談員指定講習会 講師要件 早見表（愛知県版：旧カリキュラム対応）

※講師（医師除く）は、上記の要件に加えて、 それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年 以上有すること	福祉用具専門相談員	保健師・看護師	理学・作業療法士	介護福祉士	社会福祉士	精神保健衛生士	介護支援専門員	※行政職員	医師	福祉用具 プランナー 研修修了者	※介護機器相談指導員	福祉住環境 コーディネーター 1級・2級試験合格者	1・2級建築士	※大学院等教員	上記以外の者でその業績、 を審査することによって、 当該科目の担当に適任で あると特に認められる者
一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割															
(1) 福祉用具の役割	○	○	○							○				○	○
(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理															
二 介護保険制度等に関する基礎知識															
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み		○	○	○	○		○	○						○	○
(2) 介護サービスにおける視点															
三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識															
(1) からだとこころの理解		○	○			○			○						
(2) リハビリテーション			○						○						
(3) 高齢者の日常生活の理解		○	○	○							○			○	○
(4) 介護技術															
(5) 住環境と住宅改修	○		○							○		○	○		
四 個別の福祉用具に関する知識・技術															
(1) 福祉用具の特徴	○	○	○	○						○	○			○	○
(2) 福祉用具の活用															
五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識															
(1) 福祉用具の供給の仕組み	○	○	○	○						○				○	○
(2) 福祉用具貸与計画等の意義と活用															
六 福祉用具の利用の支援に関する総合演習															
福祉用具による支援の手順と 福祉用具貸与計画等の作成	○	○	○	○						○				○	○

※ 行政職員は高齢者保健福祉を担当している者

※ 介護機器相談指導員は介護実習・普及センターに配置されている者

※ 大学院等教員は大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目または、それと類似する科目を担当する教員